

群馬県青少年健全育成条例施行規則の一部改正について

群馬県生活こども部私学・青少年課

1 概要

群馬県青少年健全育成条例施行規則の一部を次のとおり改正する。

- (1) 規則第四条第一項第一号イ及びロ中「女性が」を削り、同二中「男女間の」を削り、同ホ中「女性の」を削り、同項第二号イ中「男女間の」を削り、同号ハを削り、同号ニを同号ハとする。
- (2) 第十六条第一号中「児童福祉・青少年課」を「私学・青少年課」に改める。

2 改正の基本的考え方

- (1) 群馬県青少年健全育成条例（平成19年群馬県条例第19号）第十四条第三項第一号では、一定の基準に該当する図書類を自動的に有害図書とする包括指定の規定を設け、その基準を「群馬県青少年健全育成条例施行規則（以下「規則」という。）」に定めている。

平成29年の刑法改正により、従来男性から女性に対する犯罪であった「強姦」罪が、性別を問わず、暴行または脅迫を用いて性交等（性交、肛門性交、口腔性交）をした者に対する「強制性交等」罪に改正された。

さらに、令和5年7月の刑法改正では、前記「強制性交等」罪が、「不同意性交等」罪に改正され、「性交等」に膣や肛門に、陰茎以外の身体の一部又は物を挿入する行為も含まれ、配偶者やパートナーの間でも成立すると明文化された。

同じく施行された「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律」により、性別の区別なく性的な姿態に対するいわゆる盗撮行為への規制が法制化された。

このような性の対象を男女による性別を問わない社会的状況を踏まえて、規則第四条の各項目について、性差を問わない表現に統一するなどの改正を行うこととした。

- (2) 群馬県組織の改組に伴う組織名の整合を図るもの

3 改正内容（案）

群馬県青少年健全育成条例施行規則（抜粋）

（有害図書類とみなされる図書類の内容）

第四条 条例第十四条第三項第一号に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものを被写体とした写真又は描写した絵（陰部を覆い、ぼかし、又は塗りつぶしたものを含む。）とする。

一 全裸、半裸又はこれに近い状態で、次のいずれかに該当するもの

- イ ~~女性が~~大たい部を開いた姿態
- ロ ~~女性が~~陰部、でん部又は胸部を誇示した姿態
- ハ 自慰の姿態
- ニ ~~男女間の~~愛ぶの姿態
- ホ ~~女性の~~排せつの姿態
- ヘ 緊縛の姿態

二 性交又はこれに類する性行為で、次のいずれかに該当するもの

- イ ~~男女間の~~性交又は性交を連想させる行為
- ロ 不同意性交等その他の陵辱行為
- ~~ハ~~ ~~同性間の~~性行為
- ニハ 変態性欲に基づく性行為

第十六条 条例第五十条第一項の規定による職員の指定は、次に掲げる者のうちから知事が指定するものとする。

- 一 ~~児童福祉・青少年課私学・青少年課~~の職員
- 二 保健福祉事務所の職員
- 三 児童相談所の職員

附則

- 1 この規則は、令和6年12月1日から施行する。ただし、第十六条第一号の改正規定は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。